

船橋駅前歩道橋デジタルサイネージ運営業務仕様書

1. 事業概要

船橋市が設置する船橋駅前歩道橋デジタルサイネージの運用・保守・管理等を行う。

(1) 履行期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

(2) 費用の負担

本事業の通常運営及び保守に係る費用は、電気料金を除き全て受託者の負担とする。
但し、デジタルサイネージモニター及び筐体の交換を伴う修繕などの費用は市と受託者により都度、負担について協議のうえ決定する。

(3) デジタルサイネージの設置場所及び設置位置図等

設置場所：船橋市本町1丁目2802番ほか

設置位置図等：別紙参照

(4) 業務内容

【設備】

- デジタルサイネージの映像受信機器等(STB)及びインターネット回線及び周辺機器(以下「機器等」という。)を設置すること。

【広告】

- 受託者は広告の募集や製作、配信を行うこと。
- 配信する広告については市が定める広告掲載に関する要綱、基準等に従い、事前に市の承認を得ること。

【コンテンツ】

- デジタルサイネージおよび設置場所の環境を最大限に活用し、魅力ある情報発信をすること。
- 配信する映像については、観光・行政情報及び広告とし、広告の割合は全体の5割以内とすること。また、市が定める広告掲載に関わる要綱、基準等に従い厳格に運用すること。
- 観光・行政情報については、本市が提供する動画を放映するほか、受託者は市が提供する情報を元に市の求めに応じて動画を製作、配信すること。
- 観光・行政情報の放映枠内において、天気予報及び時事ニュース等の情報発信を併せて行うこと。
- 大規模災害等による緊急情報の配信及びその方法を提案・協議のうえ可動可能な状態とすること。

【保守・管理】

- 本事業の正常な運用を継続・維持するために定期及び必要に応じて保守を行うものとし、故障やトラブルについては、24時間以内に対応し正常な状態に速やかに復旧すること。
- 本事業のデータのバックアップや保護を行うとともに、機器等には可能な範囲でウィ

ルス対策ソフトを導入し、ウィルス対策を行うこと。

- デジタルサイネージの運用時間帯は、午前6時から午前0時の18時間とする。

【その他】

- デジタルサイネージの映像配信は、令和4年4月1日から開始すること。

(5) その他

- デジタルサイネージを本事業の目的外に使用しないこと。
- 運營業務について必要な手続等については、受託者の責任において行うこと。
- 運營業務を一括して第三者に再委託等をしないこと。
- 広告収入等で運用・保守・管理等を賄う事とし、広告費と運営費の差額を市に納付することが望ましい。
- 既存の環境と受託者の能力を発揮し地域経済活性化の観点を盛り込んだ、速やかに実働できる提案が望ましい。

2. 遵守事項について

次に掲げることを遵守するとともに、瑕疵無く業務の遂行を図ること。

- (1) 「船橋市個人情報保護条例」等に関する法規を遵守すること。
- (2) 「船橋市暴力団排除条例」を遵守すること。
- (3) 「船橋市屋外広告物条例」を遵守し、許可申請を行うこと。
- (4) 「船橋市広告掲載基準」を遵守すること。
- (5) その他本業務にあたって関係する法令を遵守すること。